

役員選出規則 改正案について

平成 30 年 9 月 1 日

(1) 経緯

平成 29 年度役員選出選挙において、選挙管理委員長より選出規定の見直しについて以下の三点が提案された。

- 1) 役員選出規則の「選挙権及び被選挙権」についての規定に名誉会員に関する規定がないため、選挙管理委員会の選挙の準備や実施にあたって過誤の生じにくい条項の追加を検討されたい。
- 2) 今後の役員選挙の実施において、公示の準備段階での事務局と選挙管理委員会との連携の強化に留意されたい。
- 3) 役員選出規則の表現をオンライン方式の選挙方法にも適用できるよう見直しを検討されたい。

(平成 29 年度選挙管理委員長 横山 豊治「日本社会福祉教育学会 役員選出選挙について
－役員選出選挙に関する経過報告(平成 29 年 7 月 31 日) 主旨要約

上記の提案に基づき、平成 30 年 3 月 24 日開催の理事会に第一案を提出した。理事会での協議を基に総会提出案をまとめた。

(2) 改正案の概要

- ① 選挙権及び被選挙権の条項を整理し、名誉会員に選挙権がないことを明文化した。(指摘事項 1) 関連, 第 5 条)
- ② 委員会の事業に“投票方法の決定”を追加し、書面またはオンライン選挙のどちらでも選挙管理委員会の決定に応じて実施できる条項とした。(指摘事項 3) 関連, 第 4 条)
- ③ 改選数を現理事会が決定する旨の条文を追加した。(第 2 条)
※現行で行われていた選挙事務の明文化
※※“前年度までの理事会”とした理由は、理事の任期が総会区切り(例年、全国大会と同時の 8 月の下旬から 9 月初旬)であること、総会の 3 ヶ月前までに選挙の公示が必要であることの二点。
- ④ その他、文言や記載方法を整理した。

新	旧	備考
<u>どちらも有さない。</u>		
第6条（選挙期日）	第5条（選挙期日）	
第7条（投票）	第6条（投票）	
<p>第8条（無効投票）</p> <p><u>委員会の決定した投票方法に則っていない票は無効とする。</u></p>	<p>第7条（無効投票） 次の票は無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正規の投票用紙を使用しないもの。 2. 1票に指定された連記数を超えて記載しているもの。 3. 記載された氏名について判読不能のものは、その箇所を無効とする。 4. 記載された氏名が、被選挙権を有しない者である場合は、その箇所を無効とする。 5. その他、委員会が無効と判断したもの。 	<p>・変更</p>
<p>第9条（当選人）</p> <p>有効投票の多数を得た順に、理事については<u>事前に定められた改選数の三分の二</u>を、監事については改選数を当選人とする。</p> <p>2 最低順位の当選人が二名以上出た場合は、抽選によって当選人を決定し、残りのものは次点とする。</p> <p>3 理事と監事の両方に当選した者は、理事の当選を優先し、監事の次点の者を繰り上げる。</p> <p>4 当選人が任期開始後一年以内に辞任した場合は、当該選挙での次点の者によって補充することができる。</p>	<p>第8条（当選人） 有効投票の多数を得た順に、当該選挙によって改選される理事定数の3分の2を、監事については改選数を当選人とする。</p> <p>2 最低順位の当選人が2名以上出た場合は、抽選によって当選人を決定し、残りのものは次点とする。</p> <p>3 理事と監事の両方に当選した者は、理事の当選を優先し、監事の次点の者を繰り上げる。</p> <p>4 当選人が任期開始後1年以内に辞任した場合は、当該選挙での次点の者によって補充することができる。</p> <p>5 第1項の直接選挙によらない3分の1の理事については、現理事会の推薦によって選出する。</p>	<p>・変更</p>
第10条（推薦理事）		<p>・新設</p>

新	旧	備考
<u>第 9 条の直接選挙によらない三分の一の理事については，現理事会の推薦によって選出する。</u>		
第 11 条（その他）	第 9 条（その他）	
第 12 条（規則の改正）	第 10 条（規則の改正）	
付則 1 本規則は，2007 年 11 月 2 日から施行する。 <u>2 本規則の一部を変更し，2018 年 9 月 1 日より施行する。</u>	付則 1．本規則は，2007 年 1 月 2 日から施行する。	・付則 2 総会の日付

【資料 1】 現行役員選出規則

日本社会福祉教育学会役員選出規則

第 1 条（目的）本規則は、学会規約第 1 2 条に基づき、学会役員を選出する手続きを定める。

第 2 条（選挙管理委員会）選挙のために選挙管理委員会（以下、委員会という）を設置する。

- 2 委員会は、3名の会員によって構成し、互選によって1名を委員長とする。
- 3 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が指名する。
- 4 学会事務局は、選挙事務を補佐する。

第 3 条（委員会の事業）委員会は次の事業を行う。

1. 選挙の公示
2. 被選挙権保有会員名簿の作成及び公示
3. 投票用紙の作成・配布・回収
4. 開票及び有効・無効票の判定
5. 選挙結果の理事会への報告
6. その他、選挙が公正に行われるために必要な事項

第 4 条（選挙権及び被選挙権）会員は、選挙のある年度の前年度までに入会を認められ、入会金及び前年度までの会費を前年度中に納入済みである場合に、選挙権及び被選挙権を有する。

第 5 条（選挙期日）役員任期満了による選挙は、任期終了日の2ヶ月前までには行われなければならない。

- 2 選挙の公示は、投票日の1ヶ月前までに行われなければならない。

第 6 条（投票）投票は、理事については4名連記、監事については2名連記で行う。

第 7 条（無効投票）次の票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を使用しないもの。
2. 1票に指定された連記数を超えて記載しているもの。
3. 記載された氏名について判読不能のものは、その箇所を無効とする。
4. 記載された氏名が、被選挙権を有しない者である場合は、その箇所を無効とする。
5. その他、委員会が無効と判断したもの。

第 8 条（当選人）有効投票の多数を得た順に、当該選挙によって改選される理事定数の3分の2を、監事については改選数を当選人とする。

2 最低順位の当選人が2名以上出た場合は、抽選によって当選人を決定し、残りのものは次点とする。

3 理事と監事の両方に当選した者は、理事の当選を優先し、監事の次点の者を繰り上げる。

4 当選人が任期開始後1年以内に辞任した場合は、当該選挙での次点の者によって補充することができる。

5 第1項の直接選挙によらない3分の1の理事については、現理事会の推薦によって選出する。

第9条（その他）この規則の施行に関して疑義が生じた場合は、委員会は理事会へその旨を通知しなければならない。

第10条（規則の改正）本規則に関する改正は、理事会の発議により総会で決定する。

付則1．本規則は、2007年11月2日から施行する。

【資料2】改正案

日本社会福祉教育学会役員選出規則（案）

2007年11月2日

改正 2018年9月1日

第1条（目的）

本規則は、学会規約第十三条に基づき、役員を選出する手続きを定める。

第2条（改選数）

役員の新選数は、選挙を実施する前年度までに現理事会で定める。

第3条（選挙管理委員会）

会長は、選挙の都度、選挙管理委員会（以下、委員会という）を設置する。

- 2 委員会は、三名以上の会員によって構成する。
- 3 委員会の委員は、総会の議を経て、会長が指名する。
- 4 委員会は、委員の互選による委員長をおく。
- 5 学会事務局は、選挙事務を補佐する。

第4条（委員会の事業）

委員会は選挙の管理及び次の各号の事業を行う。

- ① 選挙期日及び投票方法の決定
- ② 選挙の公示
- ③ 選挙権を有する会員の確認
- ④ 被選挙権を有する会員名簿の作成及び公示
- ⑤ 投票の管理
- ⑥ 開票及び無効票の判定
- ⑦ 選挙結果の理事会への報告
- ⑧ その他、選挙が公正に行われるために必要な事項

第5条（選挙権及び被選挙権）

選挙権者及び被選挙権者は、以下の条件を満たす会員とする。

- ① 選挙のある年度の前年度までに入会を認められていること。
- ② 前年度までの会費を前年度中に納入済みであること。
- 2 名誉会員は、選挙権及び被選挙権のどちらも有さない。

第6条（選挙期日）

役員の新選満了による選挙は、任期終了日の二ヶ月前までには行われなければならない。

- 2 選挙の公示は、投票日の一ヶ月前までに行われなければならない。

第7条（投票）

投票は、理事については四名連記、監事については二名連記で行う。

第8条（無効投票）

次の票は無効とする。

- ① 委員会の決定した投票方法に則っていないもの
- ② その他、委員会が無効と判断したもの

第9条（当選人）

有効投票の多数を得た順に、理事については事前に定められた改選数の三分の二を、監事については改選数を当選人とする。

2 最低順位の当選人が二名以上出た場合は、抽選によって当選人を決定し、残りのものは次点とする。

3 理事と監事の両方に当選した者は、理事の当選を優先し、監事の次点の者を繰り上げる。

4 当選人が任期開始後一年以内に辞任した場合は、当該選挙での次点の者によって補充することができる。

第10条（推薦理事）

第9条の直接選挙によらない三分の一の理事については、現理事会の推薦によって選出する。

第11条（その他）

この規則の施行に関して疑義が生じた場合は、委員会は理事会へその旨を通知しなければならない。

第12条（規則の改正）

本規則に関する改正は、理事会の発議により総会で決定する。

付則

- 1 本規則は、2007年11月2日から施行する。
- 2 本規則の一部を変更し、2018年9月1日（総会）より施行する。